

令和4年1月25日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 中山 実郎



国民健康保険事業の運営について（答申）

令和4年1月20日付け発福保第1085号で諮問のありましたことについて、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

# 答 申 書

(令和4年1月25日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

## (概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

平成30年度からの国民健康保険は、国等からの公費の調整や保険給付の財源の確保については都道府県が財政責任を担うため、当該年度内の市町村の財政リスクは回避される仕組みとなった。一方、都道府県域内の市町村が支え合う要素が強まることから、域内の統一的な運営基準や保険料負担の格差の平準化など、都道府県化の新たな枠組みの中で公平となるよう運営努力が求められている。

これまでの鳥取市の国民健康保険事業は、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保が見込める状況となった。また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用奨励、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

このような経営努力の結果、平成24年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、事業運営に必要な基金残高を確保するとともに、平成27年度と28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実施するに至っている。さらに制度改正の初年度にあたる平成30年度には、資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、概ね3年を経過しようとしているが、順調に事業を運営しているところである。

こうした中、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、2年が経過した。ワクチン接種が順調に進んでいるものの、変異株の出現と結びついた流行の波を繰り返し、第6波へ突入している。また、国においては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための法律により、制度改革の「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図ることが盛り込まれた。

このような運営経過とコロナ禍の影響下であることを踏まえ、令和4年度の鳥取市の国民健康保険事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

## 1 保険料の賦課限度額について

「令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）」に基づき、令和4年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は、基礎賦課額（医療分）が2万円引上げられ、65万円とされ、後期高齢者支援分が1万円引上げられ、20万円とされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

### （賦課限度額）

令和4年度の基礎賦課額（医療分）並びに後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引上げる。

- ・ 基礎賦課額（医療分） 65万円（2万円引上げ）
- ・ 後期高齢者支援分 20万円（1万円引上げ）
- ・ 介護納付金分 17万円（現行どおり）

### ※参考 賦課限度額の推移

#### 基礎賦課額（医療分）

（単位：万円）

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
国	基準	54	54	58	61	63	63
鳥取市	実績	54	54	58	61	63	63
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

#### 後期高齢者支援分

（単位：万円）

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
国	基準	19	19	19	19	19	19
鳥取市	実績	19	19	19	19	19	19
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

#### 介護納付金分

（単位：万円）

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
国	基準	16	16	16	16	17	17
鳥取市	実績	16	16	16	16	16	17
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

## 2 保険料率について

鳥取市の国民健康保険事業は、制度改革が施行され以降、大きな混乱はなく、また、概ね見込みどおりの決算が継続され、順調に運営されている。

制度改革の5年目を迎える令和4年度の国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）は、概ね前年度並みとなることが見込まれている。しかしながら令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し始め、被保険者数の減が見込まれるため、被保険者一人当たりの納付金は増となり、保険料率を据え置いた場合、歳出に必要な歳入に不足が生じる。

こうした状況の中、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の負担を年度間で平準化できる状況にあることから、諮問どおり基金の活用により保険料率を据え置きとすることが適当であるとの結論に達した。

### （保険料率）

令和4年度の保険料率は、現行どおり据え置きとする。

#### 基礎賦課額（医療分）

令和3年度			令和4年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
6.1%	20,900円	22,000円	現行どおり		

#### 後期高齢者支援分

令和3年度			令和4年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	現行どおり		

#### 介護納付金分

令和3年度			令和4年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.2%	9,200円	7,000円	現行どおり		

## 当協議会の意見として

令和4年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、国保の都道府県化の下、順調に運営できていることは、当協議会としても望ましい状況であるが、被保険者のうち、前期高齢者の構成比率が5割を超える状況を踏まえ、健康増進につながる保健事業の必要性はこれまで以上に高まるとともに、効果が期待されると考える。

また、財政運営の責任主体である鳥取県に対しては、法改正により、制度改革の趣旨の深化を図ることが明文化されており、市町村が負担する納付金が年度間で大幅な差異が生じないよう平準化する仕組みをさらに検討することを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じながら、今後の財政の健全化及び安定した事業運営ができるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 国民健康保険の被保険者の急速な高齢化が進み、前期高齢者の比率が5割を超える状況を踏まえ、疾病の重症化予防や健康増進の取り組みに努めること。
- 2 鳥取県が決定する納付金を鳥取市は納付し、一方で鳥取市が必要とする保険給付に必要な財源は、鳥取県が財政措置するという制度改革による仕組みにより、年度内の財政的なリスクは回避されているが、年度間で納付金が過度に増減しないよう議論すること。
- 3 本格的にはじまる保険料水準の統一に向けた議論においては、鳥取市の実情や実態を踏まえ、財政運営の健全化と被保険者の負担軽減につながるよう努めること。